

許可番号第 11299-100 号

更新

薬局開設許可証

氏名 株式会社ファルコファーマシーズ
(法人にあつては、名称)

薬局の名称 ファルコ薬局 あい南郷店

薬局の所在地 大津市南郷一丁目6-10

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第1項の規定により開設の許可を受けた薬局であることを証明する。

令和 2 年 12 月 8 日

大津市保健所長 中 村 由 紀



有効期間 令和 3 年(2021年) 1 月 1 日 から

令和 8 年(2026年) 12 月 31 日 まで

ファルコ薬局あい南郷店 管理及び運営に関する事項

許可の区分の別	ファルコ薬局 あい南郷店
開設者	株式会社ファルコファーマシーズ 代表取締役 阿部 治
薬局の名称 許可番号・許可年月日 所在地・有効期間	薬局開設許可証(別掲)を参照
管理薬剤師氏名	藤原 智
勤務する薬剤師 (担当業務)	江川 祐史 (保管、陳列、販売、情報提供、相談) 福田 将人 (保管、陳列、販売、情報提供、相談) 山村 健太 (保管、陳列、販売、情報提供、相談) 山本 典子 (保管、陳列、販売、情報提供、相談) 高橋 萌衣 (保管、陳列、販売、情報提供、相談) (保管、陳列、販売、情報提供、相談) (保管、陳列、販売、情報提供、相談)
勤務する登録販売者 (担当業務)	—
取り扱う 一般用医薬品等の区分	薬局医薬品・要指導医薬品 第一類医薬品・指定第二類医薬品 第二類医薬品・第三類医薬品
当薬局勤務者の 区別について	薬剤師:名札に氏名及び「薬剤師」と記載 登録販売者:- その他の勤務者:名札に氏名を記載
営業時間	月～金…8:00～21:00 土曜日…8:00～13:30
営業時間外の相談対応	夜間・休日も対応
相談時・緊急時の連絡先	077-533-3638(夜間転送)

訪問薬剤管理指導に関するご案内

在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬の指導および管理のお手伝いをさせていただきます。

在宅での管理状況が改善されれば中止可能ですので短期間のご利用もお勧めです。

ご希望される場合お申し出下さい。（医師の了解と指示が必要です。）

[医療保険のみお持ちの方]	[介護保険をお持ちの方]
在宅患者訪問薬剤管理指導	居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導
<ul style="list-style-type: none">・ 同じ建物内で療養中の方が 1名のみ 650点/回・ 同じ建物内にて療養中の方が 2～9名 320点/回10名以上 290点/回	<ul style="list-style-type: none">・ 在宅で療養中の方 518点/回・ 老人ホーム等で療養中の方 2～9名 379点/回10名以上 342点/回
自己負担率により金額が変わります。 麻薬が必要な場合は100円が加算されます。 月4回まで訪問可能です。	自己負担率や厚生労働省が定める地域により 金額が異なることがあります。
点数は全て1点=10円です。計算例) 10点=100円 (3割負担の方は30円、2割負担の方は20円、1割負担の方は10円の負担です。)	

ファルコ薬局 あい南郷店

管理薬剤師：藤原 智

滋賀県知事指定介護保険事務所 第2540102809号

[営業日・営業時間]

平日：8時～21時

土曜：8時～13時30分

日曜・祝日：休み

[所在地]

滋賀県大津市南郷1丁目6-10

[連絡先]

TEL:077-533-3638

FAX:077-533-3639

取り扱い可能な公費医療負担

- 生活保護法に基づく指定
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定（結核医療）
- 戦傷病者特別援護法に基づく指定
- 母子保健法に基づく指定
- 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定
- 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく指定
- 障害者自立支援法に基づく指定（精神通院医療）
- 障害者自立支援法に基づく指定（育成医療・更生医療）
- 労働者災害補償保険法に基づく指定（労災医療）
- 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
- 児童福祉法に基づく指定（未熟児指定養育）
- 肝炎治療特別促進事業に係る医療費助成制度

安心して薬局サービスを受けていただくために

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護に関する基本方針に基づいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。個人情報の取り扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

《皆様の個人情報の利用目的》

- ・ 薬局における調剤サービスの提供
- ・ 患者様、お客様に医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握
- ・ 患者様、お客様のご家族などへの薬に関する説明
- ・ 医療機関からの照会への回答、および医療機関への処方に関する照会
- ・ 病院、診療所、保険薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの連携
- ・ 会計および医療費の請求業務、一次審査支払機関へのレセプト提出、一次審査機関又は保険者からの照会への回答、損害保険会社への請求業務
- ・ 業務の維持、改善のための資料作成
- ・ 薬局内で行う薬剤師、医療事務等の教育、研修、症例研究
- ・ 薬局内において行われる薬学生の実習への協力
- ・ 法令に基づき司法機関、行政機関等の法的義務を伴う要請を受けた場合
- ・ 保険請求に関する業務システムの開発目的
- ・ 外部監査機関への情報提供
- ・ 審査支払機関または保険者への照会
- ・ 安心、安全のための防犯カメラによるモニタリング

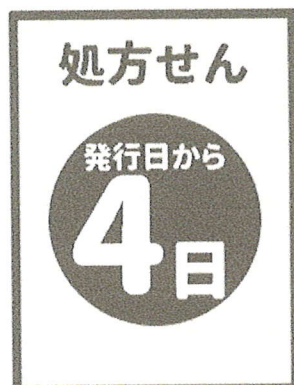
令和5年3月1日作成

窓口での 支払い金額が 変わります

調剤報酬改定に伴い
令和8年6月1日より、
患者様の窓口での負担額が
変更となります。

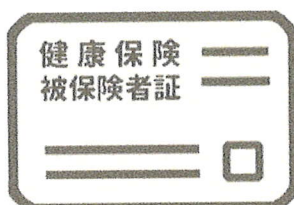
ご了承いただきますようお願い申し上げます。

薬局ご利用の皆様へ



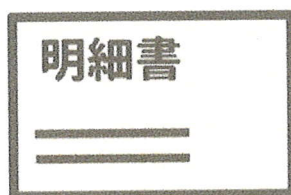
処方せんの有効期限は
発行日を含めて
4日以内です

有効期限を過ぎると薬局では受け付けできなくなり、
医療機関での再発行が必要です。



**保険証のご提示を
お願い致します**

初めてご来局の方・転職・異動などで保険証が
変わられた方はご提示をお願いします



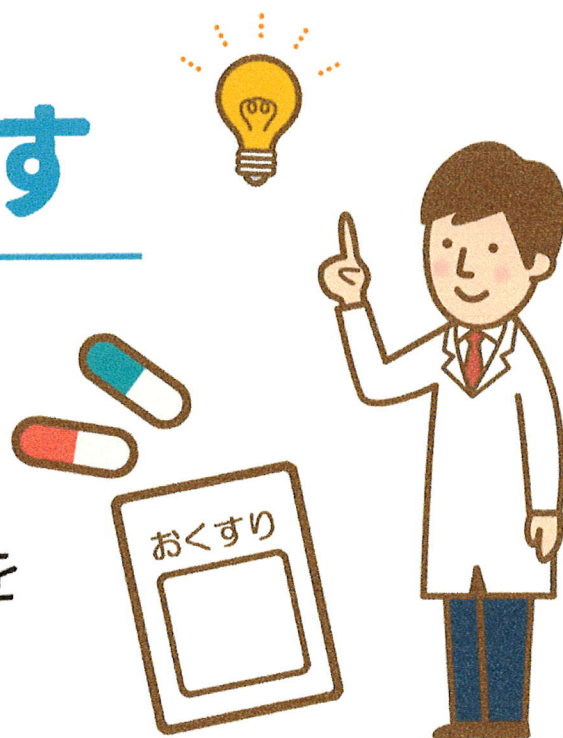
個別の調剤報酬の算定項目の分かる
明細書をお渡ししています

当薬局では、調剤の透明化や患者様への情報提供を
積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に
個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で
発行いたします。

明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨
お申し出下さい。

在宅医療を 推進しています

薬剤師がご自宅を訪問し
薬の飲み方・使い方や
残薬確認などの服薬支援を
行っております。



ジェネリック医薬品の 利用促進に ご協力をお願いします

当薬局では後発医薬品を数多く取り揃えています。
ジェネリック医薬品の疑問にもお答えします。

詳しくは薬局スタッフまでお尋ねください。

ジェネリック医薬品の

利用促進に

ご協力をお願いします

[安心・信頼]

・国の厳しい審査をクリア

ジェネリック医薬品は国の厳しい審査をクリアしたもののだけが承認されています。有効性や安全性、品質も新薬と同等です。

・低価格で個人負担が軽くなる

新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるので、低価格です。医療の質を落とすことなく、経済的負担が軽くなります。

[未来のために]

・医療費を有効活用

個人負担の軽減だけでなく日本全体の医療費の効率化が可能です。その医療費は新技術や新薬の導入に活用できます。

・医療保険制度を次の世代に引き継ぐ

少子高齢化が急速に進む中、現在の優れた医療保険制度を維持し、子どもたちや次の世代に引き継いでいくことに貢献します。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

2023年5月作成

バイオ医薬品をお使いの皆様へ

効果や安全性はそのままに経済的負担を軽減する

バイオシミラー

というお薬があります

[バイオシミラー (バイオ後継品) とは?]

- ジェネリック医薬品と同じように、先行バイオ医薬品の特許が切れた後にほかの製薬会社から発売されるお薬です
- 先行バイオ医薬品と同等／同質の品質、安全性および有効性が様々な試験により確認されています
- 先行バイオ医薬品よりも低価格なため、患者さんの医療費負担の軽減が期待されます。

[バイオシミラーが使われている病気の例]

がん・クローン病・潰瘍性大腸炎・関節リウマチ・乾癬
低身長症・糖尿病・腎性貧血・骨粗しょう症など
・詳しくは医師または薬剤師にお尋ねください

当薬局はバイオシミラーの
調剤を積極的に行っております

2026年5月作成

夜間・休日等加算について

下記の時間帯に薬局で
処方せんを受け付けた場合、
一部負担金が高くなることがあります

日曜日及び祝日

12月29日、30日、31日
1月2日及び3日は休日として取り扱います

平日	午後7時～午前0時 午前0時～午前8時
土曜日	午後1時～午前0時 午前0時～午前8時

患者様にはご負担をお掛けしますが
ご理解の程よろしくお願いいたします

2023年5月作成

患者様の個人情報保護について

当薬局では、患者様に安全かつ適切にお薬を使用していただくために、**患者様の氏名、ご住所、ご連絡先**のほか、**生年月日**や体質、生活習慣などをご確認させていただいております。

私どもは、患者様からご提供いただいたこれらの個人情報を大切なものであると認識し、以下の通り慎重に管理およびお取り扱いいたします。

- ✓ 個人の人格尊重の理念のもと、個人情報保護法および薬事法ほか、関連法令・規定等を遵守します。
- ✓ 患者様の個人情報は、お薬に関する安全確保や個々の患者様に応じた情報提供のために収集しているものであり、この目的の範囲を超えて取り扱うことはありません。
- ✓ 個人情報を秘密保持し、お薬の処方に関連して必要となる医療機関への照会や保険請求業務、法的義務を伴う行政機関等への報告以外には、ご本人の同意を得ずに第三者に提供することはありません。
- ✓ 個人情報の安全管理に努め、漏えいや滅失、改ざん、不正アクセスなどを防止する措置をとっています。

**詳細につきましては、薬局スタッフに
当社「個人情報保護方針」をお申し付けください**

個人情報保護方針

当社は、「人々の健康を支え、いい人生を提供すること」をミッションに事業活動を行っております。事業継続にあたり、個人情報を保護することは企業の社会的責任と捉え、個人の人格尊重の理念の下、慎重に取り扱われるべきものと深く認識しております。
当社は、下記の方針を制定し、個人情報保護に努めてまいります。

個人情報の取得、利用及び提供

当社は、個人情報の利用目的を事業活動の範囲内で明確に定め、適切に取得、利用、提供いたします。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

法令及び関係規範の遵守

当社は、個人情報の取り扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。

個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止及び是正

当社は、個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失または毀損を防止及び是正するため、合理的な安全管理措置を講じます。

苦情及び相談への対応

当社は、取り扱う個人情報の開示、訂正、削除、利用停止等の請求及び苦情に関する窓口を設置して対応いたします。

個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善

当社は、個人情報保護マネジメントシステムを運営するにあたり、管理する責任者を定め、継続的に見直しを行い改善いたします。

個人情報保護方針に関するお問い合わせ先

〒606-8357 京都市左京区聖護院蓮華蔵町44番地3
株式会社ファルコファーマシーズ
TEL 075-746-5018
(受付 月～金 9:00～17:30となっております。祝日は除く)

平成24年4月1日制定
令和5年6月19日改訂

株式会社ファルコファーマシーズ
代表取締役社長 阿部 治

株式会社 ファルコファーマシーズ

指定居宅療養管理指導事業者運営規程

(事業の目的)

第1条

1. ファルコあい南郷店（指定居宅サービス事業者）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、ファルコあい南郷店の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条

1. 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・保険薬局であること。
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

第3条

1. 従業者について
 - ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
2. 管理者について
 - ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、ファルコあい南郷店の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

第4条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

(営業日および営業時間)

第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始（12月30日～1月3日）を除く。
2. 通常、月～金曜日の午前8時～午後9時、土曜日の午前8時～午後1時30分とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条

1. 通常の実施地域は、滋賀県大津市南郷の区域とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
 - ・処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
 - ・薬剤服用歴の管理
 - ・薬剤等の居宅への配送
 - ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
 - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
 - ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
 - ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
 - ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
 - ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
 - ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - ・その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

1. ファルコあい南郷店は、社会的使命を十分認識し、従業員の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、ファルコあい南郷店と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は平成20年4月1日より施行する。

2026年度 調剤報酬点数一覧表

全般事項				
点数について	領収証、明細書に明記されている項目毎の点数は、1点を10円で計算します。			
バイオ後続品	バイオテクノロジー応用医薬品(先行バイオ医薬品)と同等/同質の品質、安全性及び有効性を有する医薬品です。			
後発医薬品	先発医薬品の特許期間が切れた後、発売される先発医薬品と同成分の医薬品です。			
調剤	医薬品を処方箋通りに揃える行為です。			
リアル処方箋	症状が安定している患者さんについて、医師の処方により、医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方箋を反復利用(3回まで)できる処方箋です。			
調剤技術料				
調剤基本料 (処方箋受付1回につき)	調剤基本料1		47点	
	調剤基本料2		30点	
	調剤基本料3	イ		25点
		ロ		20点
		ハ		37点
	特別調剤基本料	A		5点
	B		3点	
複数の保険医療機関から交付された処方箋を同時にまとめて受け付けた場合 (当該処方箋のうち、一の処方箋について受付1回につき所定点数の100分の100に相当する点数により算定し、他の処方箋について受付1回につき算定)			所定点数の100分の80	
(1) 妥結率が50%以下 (2) 妥結率、取引に係る状況並びに流通改善に係る取組状況の未報告 (3) かかりつけ機能に係る業務を1年間未実施の場合(1月に600回以下の薬局は除く)((1)、(2)、(3)のいずれかに該当する薬局は、処方箋受付1回につき調剤基本料の算定)			所定点数の100分の50	
分割調剤(長期保存の困難性等)(1分割調剤につき(2回目以降))			5点	
分割調剤(後発医薬品の試用時)(1分割調剤につき(2回目を調剤に限り))			5点	
地域支援・医薬品供給対応体制加算 (処方箋受付1回につき)			27点	
	イ	地域支援・医薬品供給対応体制加算1	59点	
	ロ	地域支援・医薬品供給対応体制加算2	67点	
	ハ	地域支援・医薬品供給対応体制加算3	37点	
	ニ	地域支援・医薬品供給対応体制加算4	59点	
	ホ	地域支援・医薬品供給対応体制加算5	59点	
		特別調剤基本料Aを算定している場合	所定点数の100分の10	
連携強化加算			5点	
バイオ後続品調剤体制加算			50点	
		特別調剤基本料Aを算定している場合	所定点数の100分の10	
後発医薬品減算			5点減算	
		(1) 後発医薬品の規格単位数量の割合が50%以下 (2) 後発医薬品の規格単位数量の割合の定期報告が未実施の場合 (1)(2)のいずれかに該当する場合(処方箋の受付回数)が1月に600回以下の薬局は除く等)	30点	
在宅薬学総合体制加算1			所定点数の100分の10	
		特別調剤基本料Aを算定している場合	100点	
在宅薬学総合体制加算2			50点	
	イ	第一建物診療室又は第一建物居住者が1人の場合	所定点数の100分の10	
	ロ	イ以外の場合	50点	
		特別調剤基本料Aを算定している場合	所定点数の100分の10	
電子的調剤情報連携体制整備加算 (月1回に限り)			8点	
門前薬局等立地依存減算			15点減算	
薬剤調剤料				
内服薬(漢煎薬及び湯薬を除く)(1割につき、3割分まで)			24点	
屯服薬(割数にかかわらず)			21点	
漢煎薬(1調剤につき、3調剤まで)			190点	
湯薬 (1調剤につき、3調剤まで)	イ	7日以下の場合	190点	
	ロ	8日分以上28日以下の場合	10点	
		(1)7日以下の部分	10点	
		(2)8日以上の部分(上記点数+1日分につき)	400点	
	ハ	28日以上の場合	400点	
注射薬(調剤数にかかわらず)			26点	
外用薬(1調剤につき、3調剤まで)			10点	
内服外用薬(1調剤につき)			10点	
無菌製剤処理加算 (注射薬のみ)(1日につき)			69点	
	イ	中心静脈栄養法用輸液	237点	
	ロ	抗悪性腫瘍剤	79点	
		15歳未満の小児の場合を除く	147点	
	ハ	麻薬	69点	
		15歳未満の小児の場合を除く	137点	
麻薬を調剤した場合(1調剤につき)			70点	
向精神薬を調剤した場合(1調剤につき)			8点	
覚醒剤原料を調剤した場合(1調剤につき)			8点	
毒薬を調剤した場合(1調剤につき)			8点	
時間外加算・特例(基礎額※)			100%加算	
休日加算(基礎額※)			140%加算	
深夜加算(午後10時～午前6時)(基礎額※)			200%加算	
夜間・休日等加算(処方箋受付1回につき)			40点	
予製又は錠剤を分割する場合			所定点数の100分の20	
自家製剤加算	イ	(1) 錠剤等の内服薬(7日分につき)	20点	
		(2) 錠剤等の屯服薬(1調剤につき)	90点	
		(3) 液剤(1調剤につき)	45点	
	ロ	(1) 軟・硬膏剤、パップ剤、坐剤等(1調剤につき)	90点	
		(2) 点眼剤、点鼻・点耳剤等(1調剤につき)	75点	
	ハ	(3) 液剤(1調剤につき)	45点	
計量混合調剤加算			所定点数の100分の20	
	イ	液剤(1調剤につき)	35点	
	ロ	軟剤、顆粒剤(1調剤につき)	45点	
	ハ	軟・硬膏剤(1調剤につき)	80点	

当薬局では調剤基本料 1 を算定しています。

当薬局では地域支援・医薬品供給対応加算 1 を算定しています。

以下、当局の設備・機能・処方せん応需にあたって提供するサービスの概要です。

1. 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です。
2. 当薬局は、1,400 品目の医療用医薬品を備蓄しています。
3. 当薬局は、全国のどこの保険医療機関の処方せんでも、調剤致します。
生活保護法、障害者自立支援法、労働者災害補償保険法等の各種公費負担医療も対応しています。
4. 当薬局は、患者様の希望により服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。
そのために、処方せん受付時にお薬手帳をお預かり致します。お薬手帳をお持ちで無い場合は、体質・アレルギー・副作用歴、他医療機関等で処方された医薬品・服薬状況等をお伺いしますのでご協力ください。
相互作用等の有害事象防止に役立つお薬手帳をご希望の方は、お申し出下さい。
5. 当薬局は、後発医薬品の調剤を積極的に行っています。
6. 当薬局は、医師の指示があるときは、在宅で療養されている患者様宅を訪問して、薬学的管理及び服薬指導等を行います。
7. 当薬局は、時間外・休日・夜間の処方せん調剤問い合わせに応じます。
問い合わせ先：TEL
尚、平日は 19:00 以降、土曜日は 13:00 以降に処方せんを受付した場合は、夜間・休日等加算 40 点（1 点 10 円：保険の負担割合により金額が異なります）が加算されます。
また、営業時間外に緊急な求めで調剤した場合には、調剤報酬点数に基づいた時間外加算等の加算がされます。
8. 当薬局は、調剤とお薬にかかわる情報の問い合わせに応じます。
尚、電話番号が「非通知」でのご連絡の場合、対応できないことがありますのでご了承下さい。
問い合わせ先：所在地 〒520-0865 滋賀県大津市南郷 1 丁目 6-10
TEL 077-533-3638
FAX 077-533-3639
E-MAIL fph.nango@falco.co.jp
9. 当薬局は、患者様からいただいた情報を医療・調剤の目的以外には使用致しません。

お薬情報内容

ア．一般名 イ．剤型 ウ．規格 エ．製剤の特徴
オ．医薬品緊急安全性情報 カ．医薬品・医療機器等安全性情報

〔開局時間〕 月～金 8:00～21:00
土 8:00～13:30
(日・祝日 休業)
ファルコ薬局 あい南郷店

20歳未満のお客様へ

薬物濫用防止について

薬物濫用防止のため、以下の成分を含む医薬品の販売時に特別なルールを設けておりますので、ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

【対象となる成分等】

- ・エフェドリン
- ・コデイン（鎮咳去痰薬に限る）
- ・ジヒドロコデイン（鎮咳去痰薬に限る）
- ・プソイドエフェドリン
- ・メチルエフェドリン（鎮咳去痰薬のうち、内服液剤に限る）
- ・ブロムワレリル尿素（ブロモバレリル尿素）
を成分として含有する医薬品

（平成25年厚生労働省告示第252号）

1. 販売時、**学生証等により氏名・年齢・学校名または勤務先を確認**させていただきます。
2. 上記が**確認できない場合、販売を行いません。**
3. 特に、以下の3成分については、**おひとり様1個（1箱または1瓶）の販売に限定**させていただきます。（やむをえない場合を除く）
 - ジヒドロコデイン（咳止めに限る）
 - メチルエフェドリン（咳止め液体製剤に限る）
 - ブロムワレリル尿素（またはブロモバレリル尿素）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 第15条の2（抜粋）

- 一 当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、次に掲げる事項を確認させること。
 - イ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が若年者である場合にあつては、当該者の氏名及び年齢
 - ロ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者からの当該医薬品及び当該医薬品以外の濫用等のおそれのある医薬品の購入又は譲受けの状況
 - ハ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、適正な使用のために必要と認められる数量を超えて当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、その理由
 - ニ その他当該医薬品の適正な使用を目的とする購入又は譲受けであることを確認するために必要な事項
- 二 当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、前号の規定により確認した事項を勘案し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、販売し、又は授与させること。

ファルコ薬局あい南郷店



お客様各位

医薬品の適正な使用について

お客様の健康を守るため、下記に取り組んでおります。
ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

1. 当店では濫用等の「適切な使用以外の目的での医薬品等の購入」をお断りします。
2. 濫用等のおそれのある医薬品を購入される場合、下記の対応をさせていただきます。
 - ①購入者が若年者（高校生以下）の場合、氏名・年齢を確認します。
 - ②販売は原則おひとり様1個とさせていただきます。
 - ③複数個購入をご希望の際には理由を確認します。
 - ④「薬物濫用・薬物依存」の疑いがある場合には、しかるべき対処をし、法令に基づき副作用報告を行います。
3. 市販の医薬品による対応が適切でないと判断した場合、受診等を勧めます。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 第15条の2（抜粋）

- 一 当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、次に掲げる事項を確認させること。
 - イ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が若年者である場合にあつては、当該者の氏名及び年齢
 - ロ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者からの当該医薬品及び当該医薬品以外の濫用等のおそれのある医薬品の購入又は譲受けの状況
 - ハ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、適正な使用のために必要と認められる数量を超えて当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、その理由
 - ニ その他当該医薬品の適正な使用を目的とする購入又は譲受けであることを確認するために必要な事項
- 二 当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、前号の規定により確認した事項を勘案し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、販売し、又は授与させること。

ファルコ薬局あい南郷店



お薬の販売方法について

分類と外箱表示

陳列方法

情報提供と相談への対応

要指導医薬品

副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの

販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します

薬剤師が書面を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を行います

第一類医薬品

副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの（要指導医薬品を除く）

販売時に薬剤師による情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します

第二類医薬品

副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（要指導医薬品、第一類医薬品を除く）

第一類医薬品と同様、販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいよう、情報提供を行う場所（7m以内）に陳列します

薬剤師または登録販売者が適正な使用のため必要な情報提供に努めます

※指定第二類医薬品は、第二類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です。

『してはいけないこと』の確認をおこない、使用について薬剤師や登録販売者にご相談ください

第三類医薬品

第一類医薬品及び第二類医薬品以外の一般用医薬品

法令では直接手に取ることができる陳列でもよいとされていますが、当薬局では、情報提供を行いやすい場所に陳列します

※医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等で健康被害を受けられた方を救済する公的な制度があります。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
0120-149-931

苦情相談窓口

滋賀県薬剤師会
077-565-3535
滋賀県薬務課
077-528-4980

一般用医薬品

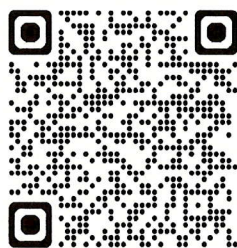
先発医薬品を希望した場合の 自己負担の仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- 特別の料金は、令和8年6月から、先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当です。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の2分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします